

(仮訳)

衛生福利部食品薬物管理署 令

発出日：2022年2月21日

文書番号：FDA 食字第 1111300360 号

添付資料：「特定の日本産食品の輸入に当たって放射性物質検査証明を添付し、検査機関に検査を申請すべきこと」

「特定の日本産食品の輸入に当たって放射性物質検査証明を添付し、検査機関に検査を申請すべきこと」を制定し、2022年2月21日から有効とする。

「特定の日本産食品の輸入に当たって放射性物質検査証明を添付し、検査機関に検査を申請すべきこと」は別添のとおり。

署長 吳 秀 梅

特定の日本産食品の輸入に当たって放射性物質検査証明を添付し、検査機関に検査を申請すべきこと

1 放射性物質検査証明の添付が必要な特定食品の品目

- (1) 福島県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県で輸入解禁された品目
- (2) 宮城県、岩手県、山梨県、静岡県で生産・製造されたキノコ類
- (3) 宮城県、岩手県で生産・製造された水産物
- (4) 静岡県で生産・製造された茶類製品
- (5) 宮城県、埼玉県、東京都で生産・製造された乳製品、乳幼児用食品

2 第1点で規定されている製品の適用は、輸出日に準拠とする。